

平成19年度水道事業の主な工事

●施設改修工事

- ・高本山配水池改修
平成18・19年度継続事業（19年5月完成）
高本山にある配水池（1,800 m³×2）の屋根をアルミドームへ架け替え

●配水管・給水管布設工事

- ・市の川特定土地区画整理区域内配水管布設
管口径150mm 布設延長300m
- ・高坂駅東口第一土地区画整理区域内配水管布設
管口径150mm 布設延長780m ほか
- ・高坂駅東口第二土地区画整理区域内配水管布設
管口径150mm 布設延長2160m ほか
- ・市道第68号線（新郷）配水管布設
管口径150mm 布設延長120m
- ・市道第68号線（石橋）配水管布設
管口径100mm 布設延長245m
- ・国道第407号バイパスほか（松山）配水管布設
管口径100mm 布設延長190m
- ・市道第7038号線（御茶山町）配水管布設
管口径100mm 布設延長120m
- ・市道第12号線（市ノ川）配水管布設
管口径 75mm 布設延長400m
管口径150mm 布設延長400m
- ・市道第2602号線ほか（東平）給水管布設替
管口径50mm 布設延長279m ほか
- ・県道深谷東松山線（松葉町二丁目）給水管布設
管口径50mm 布設延長165m

●配水管橋梁添架工事

- ・角川7号橋（大谷）配水管添架
管口径200mm 延長35m
- ・市の川橋側道橋（市ノ川ほか）配水管添架
管口径250mm 延長75m
- ・唐子橋（葛袋）配水管添架
管口径400mm 延長345m

●老朽管更新工事

- ・市道第6420号線ほか（箭弓町）配水管布設替
管口径100mm 延長160m
- ・市道第6414号線（箭弓町）配水管布設替
管口径100mm 延長80m

貯水槽設置者のみなさまへ

小規模貯水槽水道（有効容量10 m³以下）の設置者は次のような管理及び検査を行う義務があります。適正な維持管理に努めてください。（東松山市水道事業給水条例）

●水槽の清掃

1年に1回、定期的に水槽の清掃を行ってください。

●水槽の点検

有害物、汚水等により水が汚染されるのを防ぐため、定期的に水槽の点検を行ってください。

●水質検査の実施

年に1回定期的にじゃ口の水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素（滅菌効果）について、貯水槽維持管理業者などで水質検査を受けてください。

●関係者への周知

貯水槽が汚染されていると判明したとき、或いはじゃ口の水に異常がある場合、直ちに給水を停止し、利用者並びに東松山市水道課や衛生行政などの関係者に周知してください。

[担当 水道課維持係]

水道メーター交換にご協力を

皆様のご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき8年間で取り替える必要があります。

水道課では有効期限が来る前に交換しますのでご協力をお願いします。交換費用は無料です。

●メーター交換作業

事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵便でお送りします。

作業は委託業者が行ないます。水道課が発行した身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。ご不審の際は、水道課へお問い合わせください。

交換作業中は、一時的に水道が使えなくなります。ご不在の場合でも交換させていただくことがあります。交換後は「水道メーター交換終了のお知らせ」を郵便受け等に入れておきます。

交換後、一時的に濁り水が出ることがありますので、使い始めに水を少し流してください。

[担当 水道課料金係]